

演題番号：E3

多機関連携を軸とした多頭飼育対策事業

○松本浩樹

滋賀県動物保護管理センター

1. はじめに：当県では、多頭飼育に関連した相談件数や引き取り件数が年々増加している。背景に“社会からの孤立、経済的困窮、動物への強いこだわり”といった事情を抱えている飼い主に、“繁殖制限、譲渡による減数”といった「飼い主責任」を果たすよう指導しても解決が困難であった。そこで、福祉関係者、環境部局、動物愛護ボランティア、動物愛護管理部局による多機関連携を軸とした多頭飼育対策事業を実施した。

2. 材料および方法：(1)多頭飼育対策検討会の開催 行政法研究者、獣医師会、動物愛護推進員、民生委員、介護支援専門員、大津市動物愛護センター、県内2市の環境部局、福祉部局等を構成員とし、多頭飼育対策事業を総合的に検討した。(2)啓発動画の作成 環境省の「多頭飼育対策推進モデル事業」へ参画し作成した。(3)市町勉強会の開催 市町福祉部局、環境部局等を対象とした勉強会で連携の強化および問題意識や視点の共有化を行った。(4)動物愛護団体への補助制度 多頭飼育問題事例へ対応する団体に対する補助を実施した。(5)支援モデルケースの実施 実事例の支援を行い、課題を抽出のうえ、多頭飼育対策検討会等へフィードバックした。

3. 結果：(1)多頭飼育対策検討会では多機関連携に関する議論が活発になされ、今後の取り組みに対する意見交換や、環境省のガイドラインを基本としつつ、滋賀県独自の内容を盛り込んだ「滋賀県多頭飼育対策マニュアル」について検討した。(2)一般の飼い主や福祉関係者向けの啓発動画を4種類作成した。(3)市町勉強会では、動物愛護団体を交えて意見交換することで連携に対する共通認識や顔の見える関係性を構築した。(4)動物愛護団体への補助金制度を活用しつつモデルケース2事例に支援を実施し、今後の支援における課題を明確化した。

4. 考察および結語：多頭飼育問題対策として重要である、啓発による未然防止、早期発見、実事例支援について、複層的に事業を実施することで効果的に進めることができた。動画やチラシを活用した一般啓発、福祉関係者による飼い主への啓発、福祉関係者等との情報共有による早期発見、動物愛護団体等も含めた多機関連携による事例対応について、滋賀県多頭飼育対策マニュアルを活用しつつ進めていきたい。